

## 落札後の手続き（動産）

### 1 熊谷市連絡先へお電話ください。

- (1) 入札期間終了後、熊谷市から買受人（最高価申込者）またはその代理人へ電子メールを送信します。その際に、売却区分番号、整理番号、連絡先などをお知らせいたします。
- (2) 入札された「Yahoo!JAPAN ID」でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」、と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、お手数ですが、同じ画面で落札後の連絡先（熊谷市）を確認し必ずご連絡ください。
- (3) 受信した電子メールに記載された連絡先（熊谷市）に電話してください。公売担当職員に売却区分番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法など、今後の手続きについて公売担当職員がご説明いたします。

### 2 買受代金の納付

- (1) 納付していただく買受代金は、落札価額から公売保証金を差し引いた金額です。  
【買受代金＝落札価額－公売保証金額】
- (2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を熊谷市が確認できることが必要です。
- (3) 買受代金納付期限は、熊谷市から送信する電子メールもしくは公売物件詳細画面でご確認ください。
- (4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。公売物件により納付方法が異なりますので、公売物件詳細画面を必ずご確認ください。
  - ア 銀行振込
    - (ア) 振込口座は、熊谷市から送信する電子メールでご案内いたします。
    - (イ) 振込手数料は、買受人の負担となります。
    - (ウ) 類似の口座名にご注意ください。
  - イ 現金書留での送付
    - (ア) 買受代金が50万円以下の場合に限ります。
    - (イ) 現金書留の郵送料等は、買受人の負担となります。

ウ 郵便為替による納付

郵便為替で買受代金などを納付する場合、発行日から起算して 175 日を経過していないものに限ります。

エ 現金もしくは銀行振出の小切手を熊谷市へ直接持参

(ア) 銀行振出小切手は、東京手形交換所管内の銀行が振出したもので、かつ振出日から起算して 8 日を経過していないものに限ります。

(イ) 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までです。(土・日・祝祭日を除く)

(5) 買受代金納期限までに、熊谷市が買受代金の納付を確認できない場合、買受人は、その物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

(6) 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や物件の引渡しを受ける場合

⇒ 5 代理人が落札後の手続きを行う場合をご参照ください。

### 3 必要書類の提出

(1) 次の書類を熊谷市へ提出してください。

ア 熊谷市が買受人へ送信した電子メールをプリントアウトしたもの。

イ 買受人が個人の場合は、公的機関が発行した住所証明書（住民票の写し等）

ウ 買受人が法人の場合は、法人の商業登記簿謄本等

エ 保管依頼書（買受代金納付時に公売物件の引渡しを受けない場合）

オ 送付依頼書（送付による公売物件の引渡しを希望される場合）

※ 必要書類の詳細は、入札期間終了後に、熊谷市が買受人へ送信する電子メールにてご確認ください。

※ エ・オにつきましては、熊谷市ホームページより様式を印刷し記入・押印してください。

(2) 必要書類は、郵送（郵送料は買受人の負担）または直接、熊谷市に持参してください。

(3) 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や物件の引渡しを受ける場合

⇒ 5 代理人が落札後の手続きを行う場合をご参照ください。

### 4 公売物件の引渡し

- (1) 熊谷市が売却決定を行い、買受代金の納付を確認した後、引き渡しを受けることが可能となります。
- (2) 引渡し場所は、原則として熊谷市の指定する場所となります。
- (3) 公売財産または「売却決定通知書」を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、下記アからウをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本等と法人代表者の方の下記アからウをお持ちください。
  - ア 身分証明書  
※運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所、氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。
  - イ 熊谷市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの。
  - ウ 印鑑
- (4) 送付による公売財産の引渡しを希望される場合は、「送付依頼書」を提出してください。なお、送付にかかる費用は落札者の負担となります。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引渡しはできない場合があります。あらかじめ物件詳細画面をご確認ください。
- (5) 買受代金納付時に公売物件の引渡しを受けない場合は、「保管依頼書」を提出してください。なお、この場合別途保管料を負担していただくことがあります。
- (6) 詳細は、入札期間終了後にいただく電話等で説明します。

#### 5 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人ご本人が買受代金の納付や公売物件の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類を熊谷市へご提出してください。

- (1) 委任状（熊谷市ホームページより様式を印刷し記入・押印してください。）
- (2) 買受人本人の住所証明書（法人の場合は商業登記簿謄本等）
- (3) 代理人の身分証明書

(4) 代理人の印鑑

※買受人が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付や引渡しを受ける場合には、その従業員を代理人とする委任状等が必要となります。